

議題 くるりんばすの料金体系の改定について

日進市内巡回バスの料金改定の基本的な考え方

平成28年9月
日進市

1 経緯

日進市内巡回バス「くるりんばす」は、平成8年4月から「公共施設巡回バス」として、公共施設への利便を高めるべく週2日の試験運行を開始、平成11年度に愛称を「くるりんばす」とし、平成13年から本格運行を開始した。平成11年当初は無料であったが、平成13年から段階的に有料化を進め、平成17年4月から65歳以上有料化、平成21年4月より中央線の運行開始に伴い、現状の料金体系となっている。

平成27年4月に策定した日進市地域公共交通網形成計画では、持続可能な公共交通体系の構築を基本方針の一つとして定めており、市の財政状況に鑑み、これを実現に移すため現在策定中の再編実施計画の中において、平成29年4月から料金体系を改定する。

2 改定に向けた考え方

(1) 受益者負担率の適正化

利用者の受益者負担率は、平成28年度見込みで15.42%（収入は平成26年度実績。中央線を除く。）日進市行政改革大綱（平成16年度策定）に基づく「公共料金の基本的な考え方」における受益者負担率の分類において、くるりんばすは、非市場的サービスかつ必需的サービスであることから、分類Iである25%とされた。また、平成28年度4月には、同考え方が改定される。

これを受け、第2次日進市経営改革プランにおいても、くるりんばすの受益者負担率の目標値を25%としている。

※ 現状：100円（15.424%） → 目標：186円（25%）
 $(160,641,822 * 0.25) / \{ (414,431 - 51,754) * 0.594 \} = 186.41$

H28 7コース運行経費 7コース利用者 乗継券利用者 有料化率

(2) 運行経費の増加

くるりんばすの運行経費は毎年増加をしており、平成26年度 1億7,543万円、平成27年度 1億8,261万円、平成28年度 1億8,342万円の見込となっている。一方、近年市予算における民生費の割合が著しく増大していることから、運行にかかる予算の拡大は困難である。

(3) 車両の更新

くるりんばすの車両は平成17年度から順次導入されたもので、多いものでは79万km（H28.1月末現在）走行している状況である。今後、これらの車両について、安全性の確保や修理費用の抑制のために順次更新を行うが、車両1台あたり約2千万円の経費が必要となる。

(4) 民間バス路線料金

名鉄バスの料金は、対距離料金（170円～）、また、くるりんばすと一部重複路線が存在する名古屋市交通局の市バス料金（一律210円）となっている。

(5) 効率性

定期外収入のうちICカードの構成比率は50%台であり、依然として現金での支払の割合が高いことから、ワンマンバスとしての運行上、100円単位が効率的である。

(6) 健康づくり・介護予防の推進

部局連携による事業効率化の観点から、「健やか にっしん宣言」の理念の実現に向け、高齢者等の外出機会を支援し、健康づくり・介護予防を推進すること等を目的とした優遇措置を行う。

(7) 料金改定に伴う対応

高頻度の利用者等について、料金改定により急激な負担増が発生しないよう、必要な措置を講ずる。また、通院費の負担が大きい通院者等、医療受給者証の交付を受けているものについて新たに無料対象とする。

3 改定後の料金体系（案）

- (1) 一般 一乗車 200円（ただし、循環線は、100円）
- (2) 児童生徒 一乗車 半額 → 子育て支援・福祉的対応により、引き続き無料
- (3) 定期券

区分	1か月	3か月 ^{※1}	割引率	6か月 ^{※1}	割引率
一般（64歳以下、市外65歳以上）	6,000円	17,000円	5%	32,500円	10%
学生（高校・大学・専門学校等） ^{※2}	4,000円	11,000円	8%	20,000円	16%
高齢者（市内在住の65歳以上） ^{※3}	1,200円	3,000円	16%	5,000円	30%

^{※1} 3か月・6か月定期は、にぎわい交流館限定で販売（今後、販売場所の拡大を検討）
^{※2} 学生定期券は、購入時点で有効な学生証又は通学証明書、入学証明書（新入学の場合）の提示が必要（市外在住も購入可）
^{※3} 高齢者定期券は、住所及び年齢確認の出来る身分証明書の提示が必要

- (4) ~~回数券 100円券24枚綴り2,000円~~
回数券 100円券12枚綴り1,000円（一枚あたり83.3円 常時発行）
記念回数券 100円券6枚綴り 500円（一枚当たり83.3円 数量・期間限定 随時発行）

(5) 無料対象 次の市内在住の方

- ア 中学生以下の子ども
- イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と付き添いの方1名
- ウ 介護保険法による介護認定を受けている方（要支援及び要支援相当含む）と付き添いの方1名
- エ 日進市運転免許自主返納支援事業実施要綱第4条の対象となる方
- オ その他特に市長が認めた者。

*「要支援相当」とは、基本チェックリストの該当者を指す。

(6) 新規無料対象者

- (5) ア～ウに該当しない方で、下記の必要な証明書を所持する者を無料対象者に加える。

区分	必要な証明書等	対象
要支援に準ずる者*	介護保険証	本人及び付添いの方1名
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費受給者証	本人
その他障害者等	障害者医療費受給者証、又は、後期高齢者福祉医療費受給者証	本人及び付添いの方1名
精神通院医療	自立支援医療費（精神通院医療）受給者証	本人及び付添いの方1名

*「要支援に準ずる者」は、基本チェックリストの該当者を指す。

なお、(5)イ、ウ及び新規の無料対象者には、外出を促し健康づくりに寄与する内容を記載した無料バスカードを交付し、利用促進を図るとともに、健康づくりへの自覚を促す。

(7) 乗継券

廃止する。（全便市役所同時帰発着ではなくなり、運用が困難となるため）
代替施策：全年齢定期券の導入により、一定頻度以上の利用者は乗継券が不要となる。

→当初は、全ての路線が市役所バス停に乗り入れない事を前提に、乗継利用が難しくなるとしていましたが、路線案の見直しの結果、全ての路線が乗り入れることとなった。

このことを踏まえ、一定頻度以下の利用者にあっても、乗継券が廃止されることで乗継利用時の負担増が著しいことから、市役所バス停での乗継に限って乗継券を交付することとする。（従来どおりとする）

4 料金改定までの流れ

- (1) 市における再編実施計画の検討（運行事業者の決定）
- (2) 地域公共交通会議における協議料金の承認（28年3～4月）
- (3) 市における再編実施計画の策定（28年4～9月）

修正案の説明

(4) 特別回数券の設定理由

- ・特別回数券は、主に使用促進を目的として、いわゆる「記念切符」の形態で販売するものです。
- ・現在のところ、再編記念として、市内の観光施設などの写真が付いた台紙に回数券が付属した形のを予定しています。
- ・通常回数券よりも印刷コストがかかるため、数量・期間を限定して販売するものです。
- ・想定される利用方法としましては、通常回数券利用に加え、贈答用やコレクション目的での購入を見込んでいます。
- ・再編記念切符が好評であれば、今後も様々な内容（日進の自然や祭り等を紹介）の企画切符を検討したいと考えています。

(6) 新規無料対象者の一部削除について

- ・前回の資料にあった「要支援に準ずる者」とは、今回の介護保険制度の見直しにより新たに設定されたもので、要介護認定の判定を行わず、基本チェックリストと呼ばれる簡便な判定方法によって該当した方が、介護予防・生活支援サービスを利用することが出来るようになる制度です。
- ・ここで言う「要支援に準ずる者」は、従来の要介護認定審査において「要支援」の判定結果を受けられる人が該当するもので、これについては、厚生労働省のQ&Aにおいて、「(要介護認定の審査には時間を要することから)基本チェックリストに該当した者に簡便に迅速なサービス利用を可能とするためであり、要支援より軽度の者までも対象にすることは想定していない」という見解が示されています。
- ・このことから、今回の制度改正は、従来からの「要支援」者のうち、その一部が要介護認定を経ることなくこれまでどおりのサービスを受けられるようになる、という制度改正であり、これによって新たにサービスを受けられる人の枠組みが拡大するものではないと言えます。
- ・そのため、新規無料対象者の欄に記載のあった「要支援に準ずる者」の記載を削除し、既存の対象者である(5)ウの記載を変更することで対応することとしたものです。

厚生労働省Q&Aより一部抜粋

【総合事業の実施に関する総則的事項】P.13

問4 基本チェックリスト該当者は、要支援1・2の認定者よりも心身の状態が軽度の者が含まれると考えられ、基本チェックリスト該当者に既存の訪問介護・通所介護相当のサービスの利用を認めると、結果的に利用者拡大、費用拡大につながる恐れがある。

そこで、既存の訪問介護・通所介護相当のサービスの利用を要支援1・2の認定者に限定することは可能か。また、それが不可能な場合、介護予防ケアマネジメントの中で多様なサービスへ移行あるいは中止することに(法的な)強制力はあるか。

(答)

1 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、従来の要支援者に相当する者であり、要支援者のほかに基本チェックリストにより事業対象者に該当した者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)を対象とする理由は、訪問型サービス等について簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援より軽度の者まで対象にすることは想定していないこと等から、利用者の拡大や費用の拡大につながるとは考えていない。

また、今回の見直しでは、予防給付と同様に、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントを通じ、利用者の意向や状態等に応じた支援につなげていくこととしている。

したがって、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスの利用を要支援者に限定し、介護予防・生活支援サービス事業対象者の利用を制限することは不適切である。

2 なお、介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターは、利用者の意向や状態等に応じて専門的視点から支援を行う必要があり、サービスの利用の流れの違いを理由に一律に利用可能なサービスを制限するのではなく、ガイドライン案P23にもあるとおり、「新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す」ことに留意しつつ、サービスの効果等を利用者に丁寧に説明し、その理解・同意を得て、サービス利用につなげるのが重要である。